「日本遺産村上海賊」開発料理使用登録店申請書

　平成 　　年　　月　　日

村上海賊魅力発信推進協議会会長　宛

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 登録店： | 所在地 |  |
|  | 施設名 |  |
|  | 代表者 |  |

下記の内容にて「日本遺産村上海賊」開発料理使用登録を申請いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名 | （フリガナ） |
|  |
| 所在地 | 〒　　　－ |
| 代表者氏名 | （フリガナ） |
|  |
| 電話番号 |  |
| FAX番号 |  |
| メールアドレス |  |
| 使用料理 | □おこぜ茶漬け　村田吉弘氏開発  □玉子グリーンレモン　三國清三氏開発  □鶏鍋の塩レモン味　三國清三氏開発  □グリーンレモンティー　三國清三氏開発 |
| 提供方法  （販売店等は詳細にご記入ください） | □料理提供(メニュー及びコース料理の一部として提供)  □商品化  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 販売店等 |

【日本遺産大使による食の新名物開発メニュー無償使用例】

１、日本遺産認定地域内で日本遺産を地元に広める使用目的が無償の対象となる。

２、日本遺産認定地域外であっても、日本遺産を紹介する目的で行われる

　　「日本遺産フェア」などのイベント・催事についての使用も無償の対象となる。

３、日本遺産認定地域内の家庭、学校、地域のお祭り、地域のイベント・催事など

　　主たる目的が日本遺産を紹介・継承するものについての使用も無償の対象となる。

【日本遺産大使による食の新名物開発メニュー有償使用例】

１、日本遺産認定地域内の家庭、学校、地域のお祭り、地域のイベント・催事など

　　主たる目的が日本遺産を紹介するものであっても、明らかに商品の販売による

利益を目的とするものについては有償使用となる。

２、日本遺産認定地域内外に関わらず、企業が利益を目的とする販売に対しては

有償使用となる。

３、有償使用については別途定める規定により契約の上行う。

※日本遺産のロゴ使用と日本遺産大使の肖像権使用に関しては別途申請が必要です。